

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について …… 2

令和6年10月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年10月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ムーヴアシスト (法人番号: 6021001059605) 代表者 渡邊 雄二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県平塚市横内2306-20 (本社営業所) 神奈川県平塚市小鍋島18-1
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月7日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 高齢運転者に対する特別な指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第2項)、(2) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

令和6年10月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年10月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	ウイング観光有限会社（法人番号：3030002122588） 代表者 佐藤 稔
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県秩父市荒川上田野839 (本社営業所) 埼玉県秩父市荒川上田野839-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月2日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年10月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年10月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	東埼玉観光株式会社（法人番号：8030001005979） 代表者 佐藤 顕男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市見沼区東大宮1-84-18 (本社営業所) 埼玉県さいたま市見沼区東大宮1-84-18 (2F)
(4) 行政処分等の内容	文書勧告
(5) 主な違反の条項	道路運送法施行規則第66条第1項第8号
(6) 違反行為の概要	令和6年7月4日及び令和6年7月31日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)法人の役員、社員又は定款、寄付行為の変更届出(道路運送法施行規則第66条第1項第8号)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年10月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年10月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社福寿屋（法人番号：5030002022456） 代表者 関口 英夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県蓮田市大字閏戸3951-7 (本社営業所) 埼玉県蓮田市閏戸3951-7
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第6項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月23日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第6項)、(2)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(3)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年10月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年10月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社小松原観光サービス (法人番号: 1030002113291) 代表者 小松原 和彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県熊谷市銀座1-54 (本社営業所) 埼玉県熊谷市銀座1-54
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月2日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1) 運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2) 定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年10月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年10月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	ニュートン株式会社（法人番号：1010901046718） 代表者 佐藤 正晃
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都世田谷区喜多見8-7-3ボヌール4階 (町田営業所) 東京都町田市小野路町3171-1グリーンハイム広瀬2階205号室
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年6月12日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年10月16日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年10月16日
(2) 事業者の氏名又は名称	スターバス株式会社（法人番号：3100002000349） 代表者 桑原 未季
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 長野県長野市大字東和田501-15 (東京営業所) 東京都江戸川区中葛西1-31-52-103
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年5月22日及び令和6年6月3日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)